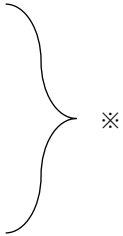


化粧品製造職種（仕上工程管理作業）

<p>作業の定義</p>	<p>化粧品等製造工程のうち、化粧品等の中身を容器に充填し、封緘、包装、梱包等製品化するための 仕上工程管理にかかる一連の作業（※）をいう。</p> <p>※化粧品GMP（ISO22716）ガイドラインに定める指針を適用したものであること。また、本定義における化粧品等には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第二条第三項で定義する化粧品のほか、薬用化粧品（医薬部外品）を含む。</p> <p>（参考1）化粧品又は医薬部外品を製造する場合、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けなければならない。</p>		
<p>必須業務 （移行対象 職種・作業で 必ず行う業 務）</p>	<p style="text-align: center;">第1号技能実習</p> <p>1. 仕上工程管理作業 （1）仕上作業 ① 材料供給作業 ② 充填作業 ③ 封緘作業 ④ 包装作業 ⑤ 梱包作業 ⑥ 積載作業</p> <p>（2）化粧品衛生 ① 作業者の衛生管理 ② 化粧品製造作業用の機器・部品・ 器工具の洗浄、消毒による衛生管理 ③ 化粧品製造所内の清掃、消毒による 衛生管理</p>	<p style="text-align: center;">第2号技能実習</p> <p>1. 仕上工程管理作業 （1）仕上作業 ① 材料供給作業 ② 充填作業 ③ 封緘作業 ④ 包装作業 ⑤ 梱包作業 ⑥ 積載作業</p> <p>（2）検査作業 ① 材料検査作業 ② 中身検査作業 ③ レーベル検査作業 ④ 包装検査作業 ⑤ 梱包検査作業</p> <p>（3）化粧品衛生 ① 作業者の衛生管理 ② 化粧品製造作業用の機器・部品・ 器工具の洗浄、消毒による衛生管理 ③ 化粧品製造所内の清掃、消毒による 衛生管理</p>	<p style="text-align: center;">第3号技能実習</p> <p>1. 仕上工程管理作業 （1）仕上作業 ① 材料供給作業 ② 充填作業 ③ 封緘作業 ④ 包装作業 ⑤ 梱包作業 ⑥ 積載作業</p> <p>（2）検査作業 ① 材料検査作業 ② 中身検査作業 ③ レーベル検査作業 ④ 包装検査作業 ⑤ 梱包検査作業</p> <p>（3）工程管理作業 ① 製造準備作業 ② 材料照合作業 ③ 製造ロット照合作業 ④ 作業工数管理作業 ⑤ 数量実績管理作業 ⑥ 製造終了作業</p> <p>（4）化粧品衛生 ① 作業者の衛生管理 ② 化粧品製造作業用の機器・部品・ 器工具の洗浄、消毒による衛生管理 ③ 化粧品製造所内の清掃、消毒による 衛生管理</p>
	<p>2. 安全衛生業務</p> <p>（1）安全衛生 ① 雇い入れ時を含めた各級に要求する安全衛生教育の受講 ② 作業開始前の安全装置等の点検作業 ③ 化粧品製造職種に必要な整理・整頓作業 ④ 化粧品製造職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤ 保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥ 安全装置の使用等による安全作業 ⑦ 労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧ 異常時の応急措置を修得するための作業</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">  </div>		

<p>関連業務、 周辺業務 (上記必須 業務に関連 する技能等 の修得に係る 業務等で該 当するものを 選択すること。)</p>	<p>1. 関連業務 (1) 化粧品中身の貯蔵、製品及び材料の運搬等で使用する機器、部品、器工具の洗浄作業 (2) 関連業務及び周辺業務で立ち入る区域の清掃作業</p> <p>2. 周辺業務 (1) 備品類の補充作業</p> <p>3. 安全衛生業務 (関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 前頁 ※ に同じ</p>		
<p>使用する素 材、材料等 (該当するも のを選択する こと。)</p>	<p>主な原材料</p> <p>1. 中身 (液体、固体等) 2. 容器 (ガラス、樹脂等) 3. 栓 (ディスペンサー、トリガー等) 4. 蓋 (キャップ等) 5. 包装材 (シュリンク、ケース等) 6. 梱包材 (外箱、段ボール等)</p>		
<p>使用する機 械、器具等 (該当するも のを選択する こと。)</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1. 設備、機器等 (1) 充填機 (2) 作業台(作業ベルト) (3) 計量器 (4) 捺印機 (5) 手指洗浄、消毒器具 (6) 衣服への付着物除去器具</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>2. 器工具等 (1) 保護メガネ (2) 手袋 (3) エプロン (4) 安全靴 (5) 長靴 (6) 開封器工具 (開封ヘラ、開封カッター等) (7) 封緘器工具 (封緘テープ、封緘シール等) (8) 部品洗浄用具 (スポンジ、ブラシ等) (9) 作業所内清掃用具 (ウエス、モップ等)</p> </td> </tr> </table>	<p>1. 設備、機器等 (1) 充填機 (2) 作業台(作業ベルト) (3) 計量器 (4) 捺印機 (5) 手指洗浄、消毒器具 (6) 衣服への付着物除去器具</p>	<p>2. 器工具等 (1) 保護メガネ (2) 手袋 (3) エプロン (4) 安全靴 (5) 長靴 (6) 開封器工具 (開封ヘラ、開封カッター等) (7) 封緘器工具 (封緘テープ、封緘シール等) (8) 部品洗浄用具 (スポンジ、ブラシ等) (9) 作業所内清掃用具 (ウエス、モップ等)</p>
<p>1. 設備、機器等 (1) 充填機 (2) 作業台(作業ベルト) (3) 計量器 (4) 捺印機 (5) 手指洗浄、消毒器具 (6) 衣服への付着物除去器具</p>	<p>2. 器工具等 (1) 保護メガネ (2) 手袋 (3) エプロン (4) 安全靴 (5) 長靴 (6) 開封器工具 (開封ヘラ、開封カッター等) (7) 封緘器工具 (封緘テープ、封緘シール等) (8) 部品洗浄用具 (スポンジ、ブラシ等) (9) 作業所内清掃用具 (ウエス、モップ等)</p>		
<p>製品等の例 (該当するも のを選択する こと。)</p>	<p>1. 香水・オーデコロン (液状・練状・固形・粉末香水及びオーデコロン) 2. 頭皮用化粧品 (ヘアトニック、セット剤、シャンプー、トリートメント) 3. 皮膚用化粧品 (化粧水、乳液、クリーム、美容液、クレンジング剤) 4. 仕上用化粧品 (口紅、ファンデーション、アイメイク、まゆ・まつ毛化粧) 5. 特殊用途化粧品 (日焼け止め、日焼け用化粧、シェービングローション) 6. 薬用化粧品 (医薬部外品)</p>		
<p>移行対象職 種・作業とは ならない業務 例</p>	<p>1. 当該職種が定義する化粧品以外の製造作業 2. 化粧品の中身製造作業 3. 上記の関連業務、周辺作業のみ</p>		